

## 使用過程車に係る事前提出書面審査の一部拡大について

### 1. 背景

独立行政法人自動車技術総合機構は、平成 28 年 10 月、旧自動車検査独立行政法人神奈川事務所において生じた不適切事案の再発防止等の対策として、新規検査及び予備検査（一時抹消登録を除く。以下「新規検査等」という。）の審査方法の明確化をおこない全国統一的な対応を図りました。

また、平成 29 年 7 月に国土交通省において、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 49 号）により、申請者が検査時に提出しなければならない書面の位置づけが明確に定められたことを受け、使用過程車に係る検査<sup>\*1</sup>の一部においても、書面審査方法について適切な運用を図り、確実かつ効率的な審査が実施できるよう、審査事務規程の一部改正を行うこととします。

(※1) 「使用過程車に係る検査」：新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）若しくは構造等変更検査をいう。

### 2. 改正概要

#### ① 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査

自動車の用途等（審査事務規程 1-3 に規定する自動車のカテゴリ区分）の変更を行うことにより当該自動車に適用される保安基準（技術基準等が定められている部分に限る。）の適合性について書面による審査が必要な場合は、使用過程車に係る検査に先立って、受検予定の事務所等において申請者から必要な書面の提出を受け、事前に提出書面審査を実施します。

なお、現車検査は提出書面審査が検査の前日までに終了したものについて実施します。（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の改正。）

② ①に該当する自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能となるよう併せて規定します。（新車の新規検査等において既に実施している取扱いに同じ。）

### 3. 今後のスケジュール

改正：平成 31 年 3 月下旬（予定）

適用時期：平成 31 年 10 月 1 日（予定）<sup>※2</sup>

(※2) 平成 31 年 10 月 1 日以降の次に該当する審査より適用します。

- ① 中古新規検査に係る審査
- ② 中古予備検査に係る審査
- ③ 構造等変更検査に係る審査

【参考 1 : 審査事務規程 1-3 に規定する自動車のカテゴリ区分】

M <sub>1</sub> カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のものをいう。
M <sub>2</sub> カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5.0t 以下のものをいう。
M <sub>3</sub> カテゴリ	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5.0t を超えるものをいう。
N <sub>1</sub> カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t 以下のものをいう。
N <sub>2</sub> カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12.0t 以下のものをいう。
N <sub>3</sub> カテゴリ	貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12.0t を超えるものをいう。